

兵庫県公報

令和8年4月1日 水曜日 第8号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 都市計画の変更及び図書の縦覧（都市計画課）	1
○ 同 上（同）	1
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
公 告	
○ 都市計画区域の変更（都市計画課）	7
○ 同 上（同）	7

告 示

兵庫県告示第354号の2

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和8年4月1日

兵庫県

上記代表者 兵庫県知事 齋藤元彦

1 都市計画の種類及び名称

阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更した土地の区域

尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町



兵庫県告示第354号の3

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和8年4月1日

兵庫県

上記代表者 兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画の種類及び名称
阪神間都市計画都市再開発の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域
尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町



兵庫県告示第354号の4

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和8年4月1日

兵庫県

上記代表者 兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画の種類及び名称
阪神間都市計画住宅市街地の開発整備の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域
尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町



兵庫県告示第354号の5

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和8年4月1日

兵庫県

上記代表者 兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画の種類及び名称
阪神間都市計画防災街区整備方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域
尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町



兵庫県告示第354号の6

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和8年4月1日

兵庫県

上記代表者 兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画の種類及び名称
阪神間都市計画区域区分
- 2 都市計画を変更した土地の区域
芦屋市、宝塚市及び川西市



兵庫県告示第354号の7

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、都市計画を決定し、又は変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和8年4月1日

兵庫県

上記代表者 兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画の種類及び名称
 - 東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 加西都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 東条都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 吉川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定し、又は変更した土地の区域
 - 明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、稲美町、播磨町及び多可町



兵庫県告示第354号の8

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和8年4月1日

兵庫県

上記代表者 兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画の種類及び名称
 - 東播都市計画都市再開発の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域
 - 明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加東市、稲美町及び播磨町



兵庫県告示第354号の9

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和8年4月1日

兵庫県

上記代表者 兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画の種類及び名称
 - 東播都市計画住宅市街地の開発整備の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域
 - 明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加東市、稲美町及び播磨町



兵庫県告示第354号の10

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和8年4月1日

兵庫県

上記代表者 兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画の種類及び名称
 - 東播都市計画防災街区整備方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域
 - 明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加東市、稲美町及び播磨町



兵庫県告示第354号の11

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和8年4月1日

兵庫県
上記代表者 兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画の種類及び名称
東播都市計画区域区分
- 2 都市計画を変更した土地の区域
小野市、加西市及び加東市



兵庫県告示第354号の12

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和8年4月1日

兵庫県
上記代表者 兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画の種類及び名称
東播都市計画道路
3.4.341号三木山崎線
3.5.342号高砂北条線
3.5.343号豊富北条線
3.5.344号東南古坂線
3.4.346号中北条線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
なし



兵庫県告示第354号の13

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和8年4月1日

兵庫県
上記代表者 兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画の種類及び名称
東播都市計画及び神戸国際港都建設計画下水道
加古川上流流域下水道
- 2 都市計画を変更した土地の区域
なし



兵庫県告示第354号の14

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和8年4月1日

兵庫県

上記代表者 兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画の種類及び名称
 - 中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 西播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 山崎市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 西播磨高原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- 2 都市計画を変更した土地の区域
 - 姫路市、たつの市、福崎町、太子町、相生市、赤穂市、上郡町、宍粟市及び佐用町



兵庫県告示第354号の15

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和8年4月1日

兵庫県

上記代表者 兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画の種類及び名称
 - 中播都市計画都市再開発の方針

- 2 都市計画を変更した土地の区域
 - 姫路市、たつの市、福崎町及び太子町



兵庫県告示第354号の16

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和8年4月1日

兵庫県

上記代表者 兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画の種類及び名称
 - 中播都市計画住宅市街地の開発整備の方針

- 2 都市計画を変更した土地の区域
 - 姫路市、たつの市、福崎町及び太子町



兵庫県告示第354号の17

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和8年4月1日

兵庫県

上記代表者 兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画の種類及び名称
 - 中播都市計画防災街区整備方針

- 2 都市計画を変更した土地の区域
 - 姫路市、たつの市、福崎町及び太子町



兵庫県告示第354号の18

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和8年4月1日

兵庫県

上記代表者 兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画の種類及び名称
西播都市計画防災街区整備方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域
相生市、赤穂市及び上郡町



兵庫県告示第354号の19

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和8年4月1日

兵庫県

上記代表者 兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画の種類及び名称
中播都市計画区域区分
- 2 都市計画を変更した土地の区域
たつの市



兵庫県告示第354号の20

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和8年4月1日

兵庫県

上記代表者 兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画の種類及び名称
豊岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
浜坂都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
香住都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
八鹿都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
和田山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域
豊岡市、新温泉町、香美町、養父市及び朝来市



兵庫県告示第354号の21

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和8年4月1日

兵庫県

上記代表者 兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画の種類及び名称

篠山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
丹波都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- 2 都市計画を変更した土地の区域
丹波篠山市及び丹波市



兵庫県告示第354号の22

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和8年4月1日

兵庫県

上記代表者 兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画の種類及び名称
洲本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
淡路都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
南あわじ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域
洲本市、淡路市及び南あわじ市

公 告

都市計画区域の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第5項の規定により、都市計画区域を次のように変更する。

令和8年4月1日

兵庫県

上記代表者 兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画区域の名称
東播都市計画区域
- 2 都市計画区域から除外される土地の区域
兵庫県加西市北条町北条、北条町小谷、北条町栗田、北条町横尾、北条町古坂、北条町東高室、北条町西高室、北条町東南、北条町西南、北条町黒駒、西上野町、谷町、西谷町、畑町、窪田町、吸谷町、市村町、坂元町、福居町、谷口町、吉野町、福住町、山下町、西横田町、東横田町、鎮岩町、岸呂町、東長町、西長町、東剣坂町、西剣坂町、中山町、大柳町、王子町、戸田井町、両月町、大村町、尾崎町、段下町、中西町、琵琶甲町、野条町、牛居町、野田町、東笠原町、西笠原町、三口町、坂本町、倉谷町、新生町、中野町、田原町、網引町、栄町、桑原田町、繁昌町、上宮木町、下宮木町、鶉野町、都染町、別府町、常吉町、朝妻町、豊倉町、玉野町、山枝町、玉丘町、青野原町、和泉町、山田町、野上町、池上町、西野々町、島町、満久町、馬渡谷町、大工町、鍛冶屋町、油谷町、田谷町、国正町、小印南町、青野町、殿原町、鴨谷町、笹倉町、中富町、越水町、北町、別所町及び上野町の各大字の全部



都市計画区域の指定

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第5項の規定により、都市計画区域を次のように指定する。

令和8年4月1日

兵庫県

上記代表者 兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画区域の名称
加西都市計画区域
- 2 都市計画区域に含まれる土地の区域
兵庫県加西市北条町北条、北条町小谷、北条町栗田、北条町横尾、北条町古坂、北条町東高室、北条町西

高室、北条町東南、北条町西南、北条町黒駒、西上野町、谷町、西谷町、畑町、窪田町、吸谷町、市村町、坂元町、福居町、谷口町、吉野町、福住町、山下町、西横田町、東横田町、鎮岩町、岸呂町、東長町、西長町、東剣坂町、西剣坂町、中山町、大柳町、王子町、戸田井町、両月町、大村町、尾崎町、段下町、中西町、琵琶甲町、野条町、牛居町、野田町、東笠原町、西笠原町、三口町、坂本町、倉谷町、新生町、中野町、田原町、網引町、栄町、桑原田町、繁昌町、上宮木町、下宮木町、鶉野町、都染町、別府町、常吉町、朝妻町、豊倉町、玉野町、山枝町、玉丘町、青野原町、和泉町、山田町、野上町、池上町、西野々町、島町、満久町、馬渡谷町、大工町、鍛冶屋町、油谷町、田谷町、国正町、小印南町、青野町、殿原町、鴨谷町、笹倉町、中富町、越水町、北町、別所町及び上野町の各大字の全部